

仮想通貨にかかる税金

19-011号
通巻:203

最近、仮想通貨が注目を集めています。仮想通貨は保有しているだけでは税金がかかりませんが、売買や交換、商品の決済などに使用し、一定の条件を満たすと税金がかかります。

2017年12月には、仮想通貨で得た利益が『雑所得』に分類されると見解が発表され、計算方法や課税の対象になる事例も発表されました。

◆仮想通貨にかかる税金とは

仮想通貨の売買などで20万円を超える利益(所得)が発生すると、その利益に対して所得税がかかります。なお、学生や主婦など、扶養されている方は38万円を超える利益が出て初めて課税の対象になります。

所得税はその性質に応じて10種に分類されます。仮想通貨の取引などで得た利益は所得税のうち雑所得に分類されます。

【雑所得の種類】

- 公的年金
- アフィリエイトでの収入
- 原稿料
- FX取引等による所得
- 外貨建預貯金の為替差など

◆仮想通貨にかかる税金の計算方法

所得税は収入に応じて課税率がアップする累進課税。さらに雑所得は総合課税の対象で、給与所得などほかの所得と合算した額に応じて税率が決まります。このため、利率が多額になれば、累進課税によって所得税の税率は最大45%までアップし、住民税10%と合計して最大55%になる可能性も…。

【所得税の税率表】

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

◆仮想通貨の売買損益は『移動平均法』か『総平均法』で計算

仮想通貨の売買損益にかかる所得税は、1月1日から12月31日までの1年分の取引総額が対象です。そして合計所得額を計算する方法には、『移動平均法』と『総平均法』の2つがあり、申告の際はいずれかを選択する必要があります。1度選択した計算方法は、翌年以降も継続して使用するルールがありますので、注意が必要です。

移動平均法とは、仮想通貨を購入するたびに購入額と残高を平均し所得を計算する方法。

総平均法とは、1年間の購入平均レートをもとに計算した総購入金額と、売却金額の差額(所得)を計算する方法です。

◆仮想通貨は税制メリット『損益通算』『繰越控除』の対象外

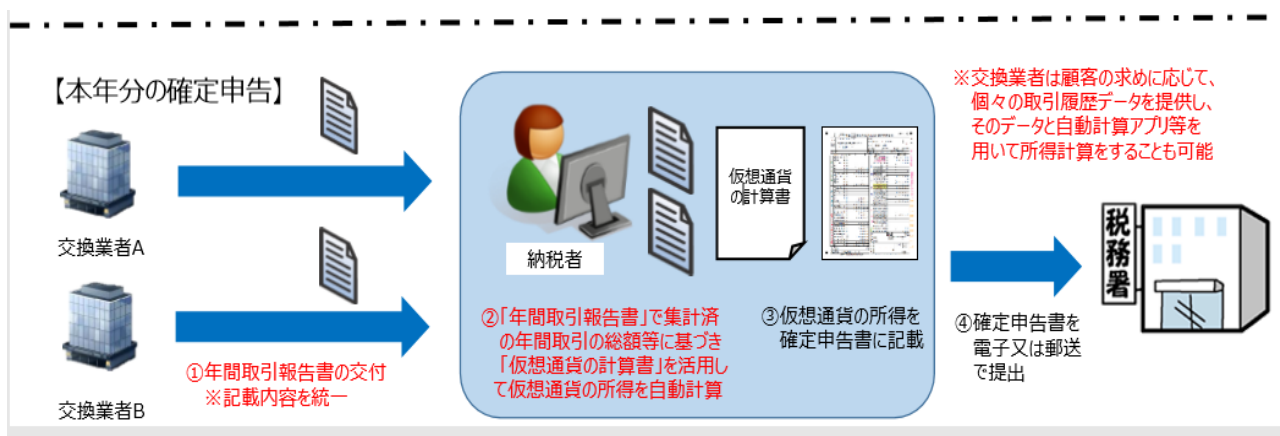
不動産の貸付などで得られる不動産所得、個人事業などの事業所得、株式などの売買で得られる譲渡所得などは、損失が生じた場合に利益が出ている所得から差し引き、課税対象額を減額することが可能です。これを損益通算と言います。

仮想通貨の場合、仮想通貨同士の損益、雑所得内での損益は差引が可能ですが、他の金融資産などに対して損益通算はできません。

また、株式投資などでは利益から差し引いてもさらに損失が残る場合、向こう3年は損失を繰り越すことができます(繰越控除)。しかし、残念ながらこの繰越控除も仮想通貨は対象外です。

◆確定申告の流れ

交換業者から送られてくる『年間取引報告書』をもとに、国税庁のホームページで公開されている『仮想通貨の計算書』を使用して確定申告を行います。



仮想通貨で20万円を超えるの利益を得た方や、個人事業主の方は、確定申告を行う必要があります。期限は毎年2月16日～3月15日までです。忘れないようご注意ください。

※確定申告が不要の場合でも住民税の申告は必要な場合があります。

クラージュ総合会計事務所 石井 良佳